2　財務大臣は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合において、株式会社国際協力銀行法第四十一条第三項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、防衛大臣に協議しなければならない。

3　財務大臣は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合において、株式会社国際協力銀行法第十六条第一項の規定による予算の提出、同法第二十一条第一項の規定による補正予算の提出、同法第二十二条第一項の規定による暫定予算の提出、同法第二十六条第二項の規定による貸借対照表、損益計算書、財産目録及び事業報告書の提出並びに同法第二十七条第一項の規定による決算報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨を防衛大臣に通知しなければならない。

第二十三条第一項から第三項までの規定中「株式会社日本政策金融公庫」を「株式会社国際協力銀行」に改め、同条第四項中「（平成十七年法律第八十六号）」を削る。

第二十四条中「株式会社日本政策金融公庫」を「株式会社国際協力銀行」に改める。

（公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第四十八条　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）

（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律の一部改正）

第四十九条　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の表第四十八条第二項の項及び第四十九条第一項及び第五項の項を削り、同表第五十一条第一項の項中「前二条」を「第四十九条」に改め、「及び前条」を削り、同表第五十一条第四項の項を削る。

（株式会社日本政策金融公庫法等の改正に伴う経過措置）

第五十条　附則第四十六条の規定の施行前に旧公庫法の規定によりした処分、手続その他の行為（旧公庫法第六十四条第一項第六号に掲げる事項に係るものに限る。）は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2　前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五十一条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（会社の業務の在り方の検討）

第五十二条　政府は、会社の成立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、会社が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、会社の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　菅　**直人**
財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
防衛大臣　北澤　俊美

政　令

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百十五号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中ヨをタとし、ルからカまでをヲからヨまでとし、同号ヌ中「リ」を「ヌ」に改め、同号ヌを同号ルとし、同号リを同号ヌとし、同号チ中「ト」を「チ」に改め、同号チを同号リとし、同号ト中「第三号ヲ」を「第三号ワ」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘ中「ニ及びホ」を「ホ及びヘ」に改め、同号ヘを同号トとし、同号中ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　内閣府設置法第四条第一項第三号の二の改革を推進するための基本的な政策に関する事項

第三条第三号中アをサとし、クからテまでをヤからアまでとし、同号オ中「キ及びノ」を「ノ及びオ」に改め、同号オを同号クとし、同号中ノをオとし、ムからヰまでをウからノまでとし、同号ラ中「ルからナまで」を「ヲからラまで」に改め、同号ラを同号ムとし、同号中ナをラとし、ヌからネまでをルからナまでとし、リの次に次のように加える。

ヌ　内閣府設置法第四条第一項第三号の二の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直人**

自動車損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百十六号

自動車損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第十三条（同法第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第七級の項第十二号中「女子の外貌」を「外貌」に改め、同表第九級の項中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　外貌に相当程度の醜状を残すもの

別表第二第十二級の項第十四号中「男子の外貌に著しい」を「外貌に」に改め、同項第十五号を削り、同表第十四級の項第十号を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の自動車損害賠償保障法施行令の規定は、平成二十二年六月十日以後に発生した自動車の運行による事故について適用する。

内閣総理大臣　菅　**直人**
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏

医療法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百十七号

医療法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行に伴い、この政令を制定する。